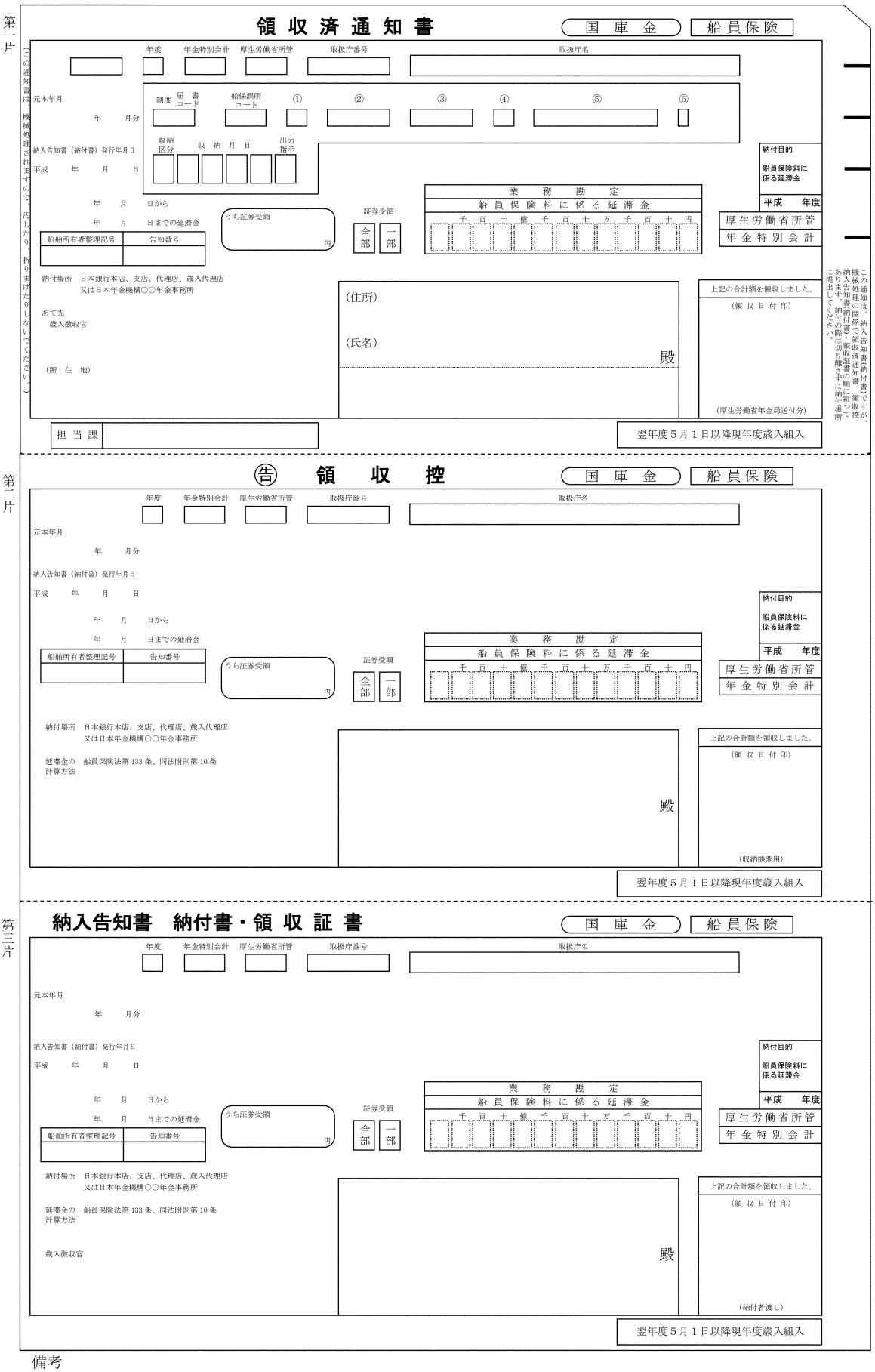
附　則

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第二十一条の六第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び別紙第四号の四書式の次に一書式を加える改正規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

別紙第４号の７書式



備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「郡市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。